

事務担当者会同資料

R3.4.8 審判委員会

【新型コロナウイルス感染症が収束までの暫定的試合・審判法について】

- 1 審判員の所作事（整列、移動、合議の態勢等）：全剣連チャート参照
- 2 審判要領について

この審判法においては、試合者と審判員が共に理解していることが極めて重要であることから、特に試合者に事前に指導すべき事項について記述し、併せて状況に応ずる審判員の処置事項について記述する。

①試合者は鏝迫り合いを避ける。

接触した瞬間の引き技及び体当たりからの技（発声を含む）を積極的に出す。鏝競り合いになった瞬間、技が出ない場合には直ちに積極的に分かれる。試合者は審判員の「分かれ」の宣告を待つのではなく試合者双方で分かれる努力をすることが重要である。

審判：『どうしても分かれることができないと判断した場合には主審は直ちに「分かれ」を宣告する』

【留意事項】

○直ちに「分かれ」を宣告する、とは特に秒数を設けないが、機械的にすぐに「分かれ」を宣告すると試合者は「分かれ」の宣告を待つことになり「分かれ」を多発することになる。

○この際、審判員は選手の手先取りをして移動する。特に主審は先取りをしないと試合者の中央で「分かれ」を宣告することが困難になる。状況により「分かれ」の宣告が試合者の中央でできない場合もあるが、「始め」の宣告は必ず試合者の中央で行う。

②試合者は、分かれる場合は主審の宣告による場合、試合者双方で分かれる場合のいずれにかかわらず、剣先が完全に触れない位置まで互いに分かれる。

③分かれる場合は剣先を開いたり、下げたりしない。

④分かれる場合は双方がバラバラに下がらない。例として日本剣道形の四本目（双方同じ気位で互いの鎧を削るようにして、自然に相中段になる）を意識して分かれると緊張感が途切れることなく、試合が引き締まる。

⑤相互に分かれようとしている途中で技を出さない。

審判：・この場合の打突は有効打突としない。

・一方が分かれようとしている場合に追い込んで打突した場合や分かれようと思わせかけて打突する行為は反則を適用する場合がある。（審判の合議）

・分かれる途中で相手の竹刀を「叩いたり」「巻いたり」「裏交差」をした場合も同様である。（審判の合議）

⑥意図的な時間空費や防御姿勢（勝負の回避）による相手に接近するような行為は、規則第1条に則り、反則を適用する。

以上



各位

全剣連では、マスク着用にあたって鼻だしを認めていましたが、全日本選手権での鼻だし禁止を経て、先日の中央講習会で鼻だし禁止の意見が出されました。

全剣連ではこれを受けて、「鼻だしを禁止する」こととしましたのでご連絡します。

近日中に、専門家の意見も入れた以下の告知を出しますので、ご了解ください。

『告知』

全剣連では、マスク着用にあたって、息苦しさを緩和するため、科学的な調査を経たうえで鼻を出すことを認めていました。

一方この方針に対しては、鼻を出していると稽古中マスクがずれ落ちることが多い、新型コロナウイルスの収束が見えない中万全を期すべきである、などの意見が寄せられました。

また、鼻を出すことは飛沫飛散を防止する効果は認められるものの鼻から飛沫を吸い込むリスクがあり、特に感染しやすいという変異ウイルスが流行り始めていることを考えると、鼻出しによる感染リスクは極力抑制すべきとの意見も専門家から伺いました。

他方、当初ガイドラインを出した頃に比べ現在では、より呼吸のしやすい（息苦しさを少ない）種々のスポーツ用・剣道用マスクが開発、販売され、息苦しさを面からも、鼻を覆った形でのマスク着用も可能となっています。

以上のようなことから全剣連は、「マスク着用にあたっては鼻も覆うこと」として感染予防ガイドライン（補足）を改定しました。

なお、呼吸障害や熱中症の予防のため、稽古にあたっては、長時間の稽古を避け、適切な休憩とこまめな水分補給などに留意してください。

全日本剣道連盟

中谷 行道